

令和5(2023)年度栃木県環境審議会第1回土砂条例部会
議事録

令和5(2023)年11月27日(月)

栃木県環境森林部資源循環推進課

1 日時

令和5(2023)年11月27日(月) 14時00分から15時40分まで

2 場所

栃木県庁本館9階会議室3

3 出席者

【委員】

[審議会委員] 佐藤剛史、篠崎清、横尾昇剛(部会長)

[専門委員] 海野寿康、清木隆文、橋本賢二郎

【県】

資源循環推進課長 ほか

4 挨拶(資源循環推進課長)

当部会については、「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」、通称「土砂条例」の見直しに当たり、10月4日に、県から栃木県環境審議会に諮問を行った。それを受け、栃木県環境審議会は専門的議論が必要であると判断したことから、土砂条例部会の設置に至った。

栃木県の土砂条例は、平成11年4月に、都道府県レベルでは千葉県に続いて全国で2番目に施行された条例だが、条例制定の背景には、首都圏の建設事業等により発生した土砂、いわゆる建設残土によるトラブル等が増加傾向にあったことが挙げられる。

県内市町のほか、他府県においても同様の条例が制定されたところだが、大きな転換点となったのが、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害である。

人為的な盛土が原因とされたことから、政府において法制化が進められた結果、宅地造成及び特定盛土等規制法が制定された。

通称「盛土規制法」といわれる法律で、盛土等による災害から国民の生命・財産を守る観点から、盛土等を行う土地の用途や目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制しようとするものであり、今年の5月に施行された。

県土砂条例における目的のひとつである災害の発生の防止と、盛土規制法の制定目的が重複している状況を踏まえ、県土砂条例により行ってきた規制のあり方を見直すため、委員の皆様の見意見を求めるものである。

当部会については、本日の審議で一定の方向性を出した上で、2回目の部会において報告書の素案をお諮りできるよう取り組んで参る。

本日は忌憚のない御意見、御助言をよろしくお願いしたい。

5 議事録署名人の指名

横尾部会長が、議事録署名人に篠崎委員及び橋本委員を指名した。

6 議題

・ 栃木県土砂条例の見直しについて

説明資料 1～3 に基づき事務局から説明を行ったのち、質疑応答及び意見交換を行った。

【説明資料 1】土砂条例及び盛土規制法の概要

委員から意見等なし

【説明資料 2】盛土規制法を踏まえた栃木県土砂条例の見直し

【清木委員】

見直しの方向性を確認すると、構造的な部分については法律でカバーされるので県土砂条例から移行して、土壌汚染については引き続き県土砂条例でカバーしていくという理解で良いか。

【事務局】

お見込みのとおり。

【清木委員】

今まで県が土砂条例で管理してきた過去の資料や情報は、盛土規制法にどのように移行されるのか。情報の管理という点から考え方を説明して欲しい。

【事務局】

今まで土砂条例で許可してきた埋立てや盛土のうち、盛土規制法の要件に合うものは、法の施行前からあった「既存盛土」として取り扱われることとなる。盛土規制法は、新しくできる盛土のほか、元々あった既存盛土についても災害の危険性がないかということを確認することがうたわれており、先ほど説明した区域指定のための調査のほか、既存盛土についても県が調査を実施していくことになる。

その中で、土砂条例により許可された盛土に関しても、一部が盛土規制法の既存盛土に含まれていくと想定される。土砂条例の基準に基づいて許可され、適切に完了がなされたものであるから、これらについては災害の危険性はないという調査結果になるのだろうと考えている。

【清木委員】

既存盛土としての具体的な情報については、新たに整理することになるのか。

【事務局】

既存盛土調査は盛土規制法の規制区域について網羅的に調査を行うものであり、盛土等の所在地や規模などの情報を整理し、調査結果として公表することになる。

土砂条例に基づく過去の許可情報は台帳を整備しているが、既存盛土調査により公表に必要な情報を補足するなどして、改めて整理される想定である。

【橋本委員】

既存盛土調査は、県と市町のどちらが実施するのか。

【事務局】

盛土規制法は、都道府県が所管する法律であるため、県が実施する。また、中核市である宇都宮市については、宇都宮市が調査を実施する。

なお、土砂条例が許可した盛土等も既存盛土調査の対象になりうるが、県土砂条例は 3,000 m²以上が対象であるため、市町土砂条例の許可情報も取得して調査を進めることになる。

【橋本委員】

大規模な調査になると考えるが、実施に当たり、県のマンパワーで足りるのか。

【事務局】

調査は民間事業者に委託して実施する。

衛星画像や空中写真などで過去の地形と比較しながら抽出を行い、必要に応じて実際に現場を確認することになる。

【橋本委員】

見直しの方向性は良いと思う。県土砂条例の構造に関する規制は盛土規制法に移行することだが、残る土壌汚染防止の規定について、現行条例に修正等を加えていく考えはあるか。

【事務局】

県土砂条例の許可の基準の大部分は構造基準が占めていたところであり、許可制度のあり方などについては今後検討が必要と考えている。

【橋本委員】

県土砂条例の許可要件である「3,000 m²以上の面積」という枠は残す前提か。

【事務局】

これまでは 3,000 m²という面積を境に市町と役割分担を行ってきたため、今後もその枠を維持して市町との連携を図っていきたいと考えている。

【横尾部会長】

盛土規制法の規制区域の指定は県が実施するというだけでよいか。

【事務局】

お見込みのとおり。盛土規制法は5年以内を目途に区域指定することとされているが、栃木県内には改正前の宅地造成等規制法に基づく規制区域が存在しており、法の経過措置が令和7

年5月までとされている。このため、令和7年5月までに規制区域を指定できるよう準備を進めている。

したがって、県土砂条例も区域指定のタイミングで施行できるように改正する想定である。

【海野委員】

現行の県土砂条例の規制を土壌汚染の防止に限定するのであれば、名称も変えた方が良いのではないか。

【事務局】

御意見のとおり、条例の名称の検討も必要と認識している。

【説明資料3】無許可土砂等たい積の状況を踏まえた栃木県土砂条例における規制の検討

【佐藤委員】

全体の方向性は良いと思う。

聞き逃したのかもしれないが、建設汚泥や建設発生土をこのように改良すればよいなどの事例を国が示したりしているか。そうした事例と条例が矛盾するようなことは良くない。例えば、水素イオン濃度の規制がなくて使えるのに、条例で規制を強化してしまうと趣旨に反することになってしまう。

県においてもリサイクル製品認定制度があると思うが、認定の基準は満たしていても土砂条例の規制で使用できない、ということになるのはおかしいと思うので、整合性を確認した方がよいと思う。

【横尾部会長】

国全体としては建設発生土等を資源化していく方針でいろいろな動きがあると思うし、県もそれに乗っかる方向性かと思うが、今回の条例見直しとの整合性について念のため確認して欲しいという御意見と思う。

【佐藤委員】

念のための話であり、おそらく大丈夫だと思う。

【事務局】

御意見として承る。

【篠崎委員】

(建設の元請け業者の立場から) 不正に建設発生土を搬出しているのはごく一部の業者だと思う。大半の事業者は適正に行っているので、不適正な事業者への指導は県にお願いしたい。

【清水委員】

無許可土砂等たい積への対応が一番悩ましい点だと思うが、規制を強化しても一部の業者は規制をかいくぐって、抜け穴を探してくると思う。

目が届かない場所や土砂が置かれてしまいそうな場所など、県や市町は把握できているのか。

【事務局】

無許可土砂等たい積の状況を見てみると、市街地の真ん中というよりは、比較的、山中の道路周辺にたい積されるケースが多い。

先ほど盛土規制法の説明をさせていただいたが、栃木県は都市計画区域が全体の65%と広いため、不適正な盛土についても都市計画区域内でなされる状況が見受けられる。そうは言っても、どこまで監視できるのかという点は非常に難しく、無許可たい積については住民からの通報で発覚するケースが多いため、通報を受け付ける窓口の整備や速やかに対応できる体制の構築が必要と考えている。

土砂の搬入を覚知した後も、土砂の搬入を止められるなら止めていきたいところだが、深夜から早朝にかけて土砂が搬入されている状況であり、24時間継続して対応することもできないので、盛土規制法の趣旨や国が作成した不法盛土のガイドラインを踏まえながら、適切に対応していきたいと考えている。

【清木委員】

県内で残土をうまく使っていく体制を構築できると良い。規制という視点だけでなく、まともに使えばきちんと事業者にとってプラスになるものができるとう良い。県の部局間だけでなく県内の現場とも連携して、コストをかけずに残土を処分できるようになれば、不適正な残土処分も減っていくのではないかと。

【事務局】

篠崎委員から御指摘のあったように、不適正な事業者は全体からみればわずかと思われ、それらの者によってこのような盛土がなされているという点から考えると、対策は非常に難しいと感じている。

公共工事では、土砂の処分先の適正化がなされているところであり、不適正な事業者が適正に動いていくようなインセンティブをどのようにしていくのが課題となる。

盛土規制法による罰則の強化などもなされるため、一定の抑止力にはなると思うが、発生してくる土砂を適正な方に誘導していく自治体の施策も必要であるし、先ほど説明したような国による土砂の搬出先の明確化などの施策は重要と考えている。

【清木委員】

土砂の利用を促進することに力を入れた方が上手くいくのではないかと感じた。

【海野委員】

無許可たい積された土砂は今後どうなるのか。

【事務局】

行為者に対して撤去指導や撤去命令も講じているところだが、対応されなければ、災害の発生のおそれがないと判断される状況下では、そのままとなる。

盛土規制法による規制が開始されたのちは、既存盛土として、災害発生の危険性を踏まえた上で、既存盛土の枠の中で土地所有者及び行為者に改善命令をかけることになる。

【海野委員】

産業廃棄物のようなマニフェスト（産業廃棄物管理票）制度がないので、たい積された土砂はどこから搬出されたのかわからない。こうした土砂に税金をかけて対処するのはいかがなものか。

【横尾部会長】

盛土規制法では、土地所有者の責任ということになるのか。

【事務局】

現行の土砂条例では土地所有者の責任について明確な規定はなく、土砂条例に基づいて責任を問うのであれば疑義が生じるものと思う。

【海野委員】

土地所有者は、所有地に土砂が処分されないように自ら対処しなければならない。

【事務局】

盛土規制法においては、土地の所有者・管理者・占有者にも義務が課され、土砂がどこから運び込まれたかがわからなくても、土地所有者等に命令をかけることは可能となる。土砂条例の規定よりも盛土規制法の規定のほうが厳しくなっているため、既存盛土について災害の危険性が確認されて対策しなければならないと判断されれば、法律を駆使して安全な状態にしていくことになる。

【横尾部会長】

相続した土地に、知らないうちに土砂を捨てられてしまう人も出てくると思う。土地所有者に責任が生じることを多くの人は知らないと思うので、適正に法律の周知を図ってほしい。

【事務局】

法律の規制開始に併せてしっかり周知していきたい。

【横尾部会長】

委員からほかに意見がないようなので、本日の議論をまとめたい。

- ・ 土砂条例の情報を、盛土規制法の規制に活用して欲しい。
- ・ 環境に特化した内容とするのであれば、土砂条例の名称変更の検討も必要ではないか。

- ・ 区域指定が令和7年を目指してとのことだったかと思うが、法律施行の体制整備を十分に進めていただきたい。
- ・ 条例そのものの話ではないが、土砂の扱い方、負の部分だけでなく、活用していく考え方もあるのではないか。

これらを踏まえて、次回の土砂条例部会に向けて土砂条例の見直しの内容について具体的な検討を進めて欲しい。

【事務局】

委員の皆様におかれましては、長時間にわたって貴重な御意見を賜り、ありがとうございます。

本日賜った御意見を踏まえ、環境審議会への報告書について検討を進めて参りたい。

【横尾部会長】

以上をもって、本日の審議は終了とする。